

熊本県教育大綱の改定及び第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン（仮称）最終案について

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく、熊本県教育大綱の改定案について説明するもの。

また、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、教育振興基本計画を定めるにあたり、最終案について説明するもの。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

●教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

1 はじめに

私はこれまで子供たちに、私の経験から学んだ“人生の可能性は無限大である”“逆境の中にこそ夢がある”“夢を持ち、その実現に向かって一歩踏み出すことが大切である”ことを語りかけてきました。

熊本地震及び令和2年7月豪雨からの復興や新型コロナウイルス感染症への対応を進めるとともに、技術革新が急速に進む中で、子供たちの個性や能力に応じた多様な学びの場を提供し、その可能性を大きく拡げるための環境づくりを進めて参ります。

また、新たに「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン（仮称）」を策定し、“夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり”を進めていきます。

2 基本方針

子供たちの「夢」を育む（熊本の人づくり）

（1）夢を実現するための“生きる力”を育成します

子供たちが自分の夢を持ち、夢の実現に向かって挑戦を続けるためには、知・徳・体をバランスよく成長させ、“生きる力”を身に付けることが必要です。

知については、“ICT教育日本一”を目指したICTの活用や少人数指導等により子供たちの学びを支える環境を整えて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力、さらに自ら課題を発見・解決する力や主体的に学習に取り組む力等の“確かな学力”を育成します。

徳については、人権教育や道徳教育等を充実するとともに、命を大切にする心や他者を思いやる心、規範意識等の“豊かな心”を育みます

体については、スポーツの機会の充実等により人間の活動の源となる体力の向上を図るとともに、学校保健や地産地消の推進による食育の充実などにより心身ともに健康でたくましい“健やかな体”を育てます。

こうした取組を進めるためには、教職員一人一人の資質・能力を高める必要があり、そのための研修など教職員の成長を促す取組を行います。

（2）ふるさとを愛する心を持つグローバル人材を育成します

社会経済のグローバル化がさらに進展する中で、今後、子供たちが国際的に活躍していくためには、我が国や郷土の伝統・文化を理解し、愛着や誇りを持つこととあわせて、他国のことを理解・尊重し、共存していく姿勢が求められます。

そのため、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用等により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、教員のスキルアップや本県独自の教材の活用等によりコミュニケーション能力の向上を図るなど“英語教育日本一”を目指した取組を充実させ、明日の熊本を担うグローバル人材を育成します。

（3）自らの未来を切り拓き、社会に貢献できる人材を育成します

子供たちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を身に付けるために、キャリア教育の充実に取り組めます。

また、熊本の発展を支える人材の育成と若者の地元定着を図るため、産学官が連携して相互の情報・課題を共有し理解を深めるとともに、県内就職を後押しする取組を進めます。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、水俣病問題等を通じた環境教育や、高校生への主権者教育のほか、様々な情報を正しく読み解き、活用・発信する力、情報モラルを高めるための情報教育を推進するなど、社会の変化に適切に対応できる人材を育成します。

“熊本時習館構想”を通じ、私立学校に通う子供たちの夢の発見、挑戦、実現を支援します。

「夢」を支える教育環境の整備

（1）災害からの復旧・復興に全力で取り組みます

学校は、子供たちが夢や希望、生きる力を育む重要な場所です。令和2年7月豪雨で被害を受けた学校施設の早期復旧や、災害の教訓を生かした防災教育を進めるなど、学校における災害対応の機能向上に向けた取組を進めます。

児童生徒の心のケア等に必要な教職員を確保するとともに、教職員の心のケアにも取り組みます。

また、文化財の復旧・復興に関係機関と連携して取り組みます。

（2）子供たちが安全・安心に学ぶことができ、信頼される学校をつくります

学校が安全・安心で、信頼されるものとなるために、子供たちのわずかな変化にも気づき、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」ことができる教職員を育成します。

また、学校全体で教職員が子供たちと向き合える時間を確保し、災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた児童生徒の心のケアやいじめ・不登校等の課題に適切に対応します。

さらに、年々増加傾向にある教育上特別な配慮を必要とする子供たち一人一人の状況に応じた支援体制の充実や教育環境の整備を進めます。

（3）貧困の連鎖を教育で断ち切り、子供たちの可能性を上げます

近年、貧困状態にある子供の割合は増え続けています。また、災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けた児童生徒も多い状況です。この状況を放置すれば、さらに多くの子供たちが貧困状態に陥り、自分の未来に希望を抱けなくなるとともに、日本の未来にも大きな損失をもたらすこととなります。

そのため、家庭の経済的事情により、子供たちが進学等の夢を断念することがないよう、生活保護世帯やひとり親家庭などに対し、地域の協力を得ながら、学びの場を提供するとともに、教育費の負担軽減を図るなど、貧困の連鎖を教育で断ち切ります。

（4）学校・家庭・地域・行政・子供の五者が連携・協働し、地域とともにある学校をつくります

家庭は教育の出発点です。しかし、近年は家庭の教育力の低下が指摘されています。また、複雑化・困難化する教育上の課題への対応について、学校に係る負担が増加してきています。

そのため、家庭の教育力の向上を支援するとともに、学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、五者と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進します。

さらに、各県立高校の魅力を高め、地域の児童生徒や保護者に選ばれる県立高校を目指します。

（5）県民に夢や希望を与えるスポーツの振興を図ります

東京オリンピック・パラリンピック（2021年）をはじめとした国際大会等における県出身選手の活躍等は、県民に夢や希望を与えるとともに、熊本の復興の姿や感謝の心を世界に発信することにもつながります。

そのため、県内トップスポーツチームの支援や県内優秀競技者の育成などに取り組むとともに、県民誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン(仮称)」(素案)に関する
パブリック・コメントの結果について

資料2

令和3年(2021年)3月12日

- 1 募集期間
令和2年(2020年)12月25日(金)から令和3年(2021年)1月23日(土)まで
- 2 意見の件数(意見提出者数) 31件(13人)
重複を除く意見数(同趣旨のご意見を1件としてまとめたもの) 28件
- 3 意見の取扱い
 反 映：寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの 4件
 参 考：今後の取組の参考とさせていただくもの 20件
 既 記 載：寄せられたご意見の趣旨・考え方が既に素案に記載されているもの 2件
 そ の 他：素案以外についてのご意見や上記以外の取扱いを行ったもの 2件
- 4 ご意見の概要と県の考え方

【計画の基本構想】			
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方(案)	取扱い
1	【SDGs, ESD】 主な施策の中にESDについての項目立てがないことはいかがなものか。教育振興基本計画の基本理念の中にも盛り込む内容であるべき。 また、「誰一人取り残さない社会の実現」というSDGsの理念を意識した教育活動の必要性にも言及すべきである。	SDGsは、本県が実施する様々な取組の指針として位置付けられるものと考えており、SDGsの達成に向けて取り組むESDも同様に考えています。 いただいたご意見を参考に、基本理念の文中に「SDGsの理念に沿った『誰一人取り残されない、持続可能な社会づくり』の視点が、より一層重要となっています」との文言を追記しました。	反映
2	【重点取組と施策体系】 重点取組と施策体系が共通のものとは合っていないものがあるが、共通している方が分かりやすい。	ご意見を踏まえ、重点取組の記載順序を施策体系に合わせて修正しました。 なお、重点取組は、特に重点的に取り組む項目を選定しているため、取組の基本的方向性とは表現が一致していない箇所があります。	反映 (一部)
3	【重点取組について】 重点取組の(1)子供たちの夢を育む、と(2)子供たちの夢を拡げるが学齢期で分けられている点が気になる。 英語教育の充実や進学・就職の夢を叶える取組は、高等学校より以前の段階から取り組む必要性を感じており、この期分けは見直しが望ましい。	ご意見を踏まえ、「(幼児期～学校期)」及び「(主に高等学校～)」は削除します。	反映
4	【重点取組について】 取組15に「キャリア教育の充実」が謳われ、「県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成」を目指すのであれば、重点取組にもこの取組15を反映したものを設定すべきではないか。	「県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成」などキャリア教育については、「進学や就職の夢を叶えます」をもって取組を進めることとしています。	既記載

【計画の基本構想】

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方(案)	取扱い
5	<p>【施策体系の分類】</p> <p>「基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」は、キャリア教育の充実と一体に進める必要性を感じる。</p>	<p>計画の策定に当たり、第1期教育プランから継続してライフステージをベースにした基本的方向性により施策を記載していますが、それぞれの基本的方向性は互いに作用するものであり、一体的に進めていくことが必要と考えています。</p> <p>ご意見につきましては、取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
【基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上】			
6	<p>【くまもと家庭教育支援条例】</p> <p>条例制定時に要望し、第4条3項に「保護者及び子供の障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮する」、第17条に「県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供」との一文が加わった経緯がある。</p> <p>「自閉症・発達障害は親の育て方や愛情不足が原因」と誤認されることなく、偏見を助長することのないよう、条例制定時の要望をしっかりと踏まえた取組が行われることを要望する。</p>	<p>本県では市町村と連携して保護者が親として学ぶ機会の提供や科学的知見に基づく情報提供に取り組み、家庭教育の重要性の啓発や家庭教育を支援する社会的気運の醸成に努めています。</p> <p>また、特別支援教育の推進においても、福祉・保健・医療・労働の関係機関との連携を図るに当たり、親の育て方や愛情不足が原因と誤認されたり、偏見が助長されたりすることのないよう、条例の趣旨を踏まえ、理解啓発を進めて参ります。</p> <p>ご意見につきましては、取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
【基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり】			
7	<p>【いじめ・不登校に係る指標】</p> <p>指標の設定が、九州他県に比べて非常に低い目標となっている印象。</p> <p>熊本県はいじめを受けた後、不登校になってからの対応を指標としているが、いじめや不登校を未然に防ぐための取組指標も必要ではないか。</p>	<p>第2期教育プランにおいて、①「学校は楽しいと感じる児童生徒割合の向上」、②「不登校児童生徒割合の減少」を指標に掲げ取り組んで参りました。</p> <p>①は、平成30年度は全学校種において90%以上の児童生徒が「学校は楽しい」と回答しました。</p> <p>また、②は、全国平均と比較するとすべての学校種において下回っています。</p> <p>このような未然防止の取組を更に充実させるため、いじめられた子供の孤立化を防ぐことや、周囲の生徒の支援、不登校を問題視するのではなく専門家に確実につなげ支援のネットワークを広く強固にすることが重要と考え、今回の指標を設定しました。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
8	<p>【いじめに係る指標】</p> <p>「自分で解決できると思った」児童生徒を除いていることに違和感を感じる。</p> <p>「SOSの出し方教育」を推進している中で、「自分で解決できると思った児童生徒は誰にも話をしなくていい」ことを是認することにもなりかねず、「SOSの出し方教育」の方針と矛盾しているのではないか。</p>	<p>この指標は、「心のアンケート調査」を活用しており、これまでの調査結果で、約3割弱の児童生徒が「いじめを受けたことを誰にも相談しなかった」と回答しています。そのうち1割程度の児童生徒は、学校の聴き取り等において、「複雑な事案ではなく自力で解決できたから相談しなかった」などと回答しています。</p> <p>このような状況を踏まえより分かりやすい指標設定とするため、「いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合」に変更します。</p> <p>また、「SOSの出し方教育」の推進については、児童生徒が現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、身近にいる人に適切な援助希求行動ができるようにするとともに、身近にいる人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的として取り組んでいるところです。</p> <p>ご意見については、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考

【基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成】

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方(案)	取扱い
9	<p>【学力の向上に関する指標(小中)】 点数のみにこだわって、試験対策ばかりに時間と労力をつぎ込んでいる現状があり、意味があるのか疑問。県学力テストも、多くの学校現場で、本来の教育課程の授業よりも優先し、過去問の練習にかなりの時間を割いている。 「全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る」というやり方では、「主体的・対話的で深い学び」は生まれず、指標については、見直すべき。</p>	<p>本県の子供たちが、どの地域で学んでも必要な学力を身に付けるようにすることは、県教育委員会の果たすべき役割と考えています。 そのため、「熊本の学び推進プラン」を基に、子供を中心に、学校、家庭、地域、行政を含めた五者が連携して、熊本のすべての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指して、取り組んでいます。 また、「熊本県学力・学習状況調査」も活用し、調査結果を基にした授業改善、調査後の児童生徒一人一人の課題克服に向けた取組の充実等につなげています。 指標については、これらの取組を検証し、改善に生かすものとして設定しています。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
10	<p>【少人数学級の推進】 少人数学級の推進を早急にお願いしたい。コロナ対策にもなり、子供たち一人一人に目が向き、個性に応じた教育に近づくことができる。</p>	<p>小学校については、国において学級編制の標準を35人に計画的に引き下げることとなり、R3年度は2年生、R4年度は3年生、その後6年生まで順次35人学級編制となる予定です。 また、本県の中学校においては、学力向上や中1ギャップの解消等、学校現場等からの強い要望も踏まえ、県独自で県内のすべての中学校に、1年生を対象とした少人数学級編制(35人学級)を導入することとしています。 国に対しては、今後も引き続き中学校の学級編制の標準の引下げについて要望等を行って参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
11	<p>【学力の向上に関する指標(高等学校)】 狭義の「学力(知識)」に限定した印象が強く、そもそも生徒の「学ぶ意欲・楽しさ」「分かる喜び」があつての学力向上であるべきではないか。 「高校生のための学びの基礎診断」が始まって3年目であり、実施していく上での様々な課題がありながらこのテストを利活用することは問題がある。 また、必ずしも民間ツールを利用しなくてもよいにも関わらず、保護者負担で受検させるこのテストを指標にすることが妥当なのか、指標にするのであれば受験料を県が負担すべきではないか。 九州他県で採用している「授業が分かる生徒の割合」や「教員に安心してわからないと言える生徒の割合」などが望ましいと考える。</p>	<p>ご意見のとおり、生徒の「学ぶ意欲」や「分かる喜び」は、生徒の学習意欲を喚起し、学力の向上を図るうえで重要な要素と考えています。 「高等学校学習指導要領」等の考え方に沿って、本県でも「高校生のための学びの基礎診断」活用方針を定め、生徒の学習の成果を的確に捉えて、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるよう、各県立高校において学習におけるPDCAサイクルの確立を進めています。 すでに、すべての県立高校で、PDCAサイクルの一環として学びの基礎診断を活用しており、この結果を指標として活用することで、一層の教師の指導の改善に努め、生徒の学習意欲を喚起するとともに、学力向上に取り組んで参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
12	<p>【子供の精神的幸福度】 日本の子どもの「精神的幸福度」ランキング(ユニセフの調査)は38カ国中ワースト2位である。学力だけでなく、「社会的スキル」も調査指標となっており、「すぐに友達ができる」がワースト2位という結果であった。そこで、本県も「ソーシャルスキルトレーニング(sst)教育の推進」が必要だと考える。</p>	<p>本県では、「熊本の学び推進プラン」で学級づくりの重要性に触れ、目指したい姿として「友達のよさを認め、信頼し助けあえる子供」や「相手の話を受け止め、自分の考えを発信できる子供」などを挙げるとともに取組例を紹介しているところです。 ご意見を参考に、ソーシャルスキルトレーニングを含め、今後も各校における好事例の収集・周知に努めて参ります。</p>	参考

【基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える】

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方(案)	取扱い
13	<p>【小中学校の教員の専門性向上】 特別支援教育に関し、小中学校への学校訪問は、教育事務所が対応しているが、実際には特別支援学級等の経験がある管理職や地域の特別支援学校に協力者として指導を依頼している。 ぜひ、小中学校の特別支援学級等の教職員の専門性向上を図るため、指導体制の充実を進めていただきたい。 できれば教育事務所にも特別支援学級等の経験が豊富で、専門性も意欲もある指導主事を配置していただけないか。</p>	<p>本県では、これまで特別支援学級を初めて担当する教員を対象に教育課程編成や指導方法に関する研修を実施してきました。 令和3年度からは対象を拡大し、特別支援学級を担当するすべての教員に対して、障がいへの理解や自立活動の指導方法等に関する研修を行う予定です。 学校訪問に際しては、特別支援教育課から指導主事を派遣し、授業参観後の指導を行っており、教育事務所と連携しながら教員の専門性向上に努めているところです。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考

【基本的方向性5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成】

14	<p>【キャリア教育の推進に係る指標】 キャリア教育に係る指標は、「高校生がインターンシップを体験した割合」に限られているが、中学生期から様々な取組を行っており、そうした取組の普及を進めていくことが効果的である。 これらの取組の普及率や、「将来の夢や目標をもっていますか」等の設問の数値を目標指標として掲げることが有効。 本県でも早期からのキャリア教育を進め、高校につながる小中学校期に適切なキャリア形成を一人一人に保証していくことができるよう、施策をお願いしたい。</p>	<p>本県では、小中学生に対するキャリア教育の更なる充実を目指し、「熊本の学び推進プラン」に基づいたキャリア教育研究指定校事業を行っています。 「特別活動の学級活動を要としながら学校の教育活動全体を通じて行うこと」「主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるキャリア・パスポートを活用すること」等を具体的取組の視点として実践的研究を積み重ねるとともに、その成果を県内に普及させることを目的としています。 指標については、高校生を対象としたものを選定しておりますが、ご意見を参考に、小中学生についても更に取組を充実させて参ります。</p>	参考
15	<p>【人口流出の抑制】 「個人の夢を実現する」当たり前の進路指導が、他県進学や他県就職となって地域の持続性が損なわれる経験を通じ、単に「個人の夢実現」という目的だけでなく、「地元の産業や文化を継承発展させていく」ことが必要ではないか。 また、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)でも知事部局は人口流出抑制政策を列挙しているのに対し、教育委員会の施策は「きめ細かな教育による学力の向上」、「グローバル人材の育成」、「魅力ある学校づくり」など人口流出政策にならない。</p>	<p>「取組15 キャリア教育の充実」において、「県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成」に取り組むことを盛り込んでいます。 ご意見を踏まえ、上記の文の後段に、「地域産業の発展につなげます」を追記しました。 本県では、生徒・保護者の県内企業への理解促進や、キャリアサポーター等の配置、インターンシップ受入企業等が検索できる「事業所検索データベース」の運営などに取り組み、高校生、保護者及び教職員が県内事業所に対する理解を深める機会につなげています。 今後も知事部局と教育委員会が、しっかり連携して取り組んで参ります。</p>	反映 (一部)

【基本的方向性5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成】

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方(案)	取扱い
16	<p>【グローバル人材の育成】</p> <p>グローバル人材の育成という点では語学力向上を中心とした施策になっている印象。資格者が増えることが日本一につながるのか。</p> <p>宮崎県のように単に語学力だけでなく国際理解教育の充実のための教育活動をしている学校を増やしていく取組が必要であり、そのための具体的な施策や指標設定が必要。</p> <p>何をもって日本一と言えるのか。もっと世界に目を向けたグローバルな視点で国際教育の充実を図るべき。</p>	<p>本県では、郷土に誇りを持ち、多様な文化をもつ人々と英語で考えや気持ちを伝え合う児童生徒や、異文化交流体験等に積極的にチャレンジし、主体的に学び続ける児童生徒の育成に向けた取組を進めており、取組16にも「国際交流に積極的に取り組む」ことを盛り込んでいます。</p> <p>外部検定試験による資格取得率は、学校が組織として「英語教育日本一」に取り組むために設定した指標であり、児童生徒の英語力向上を目指します。</p> <p>今後もこれらの取組の充実に努めて参ります。</p>	既記載

【基本的方向性6 魅力ある学校づくり】

17	<p>【魅力ある学校づくりに係る指標】</p> <p>本来は先の高校再編整備計画実施後に課題となった「郡部の高校のほとんどが定員割れしている」問題について指標を作るべき。郡部の高校に対する魅力づくりのために必要な財政的・人材支援を十分に行うことを施策に入れ、その結果入学者数がどのように推移したのかを検証することが必要。</p> <p>目先の入学者数に左右されず、郡部の小規模高校が地域で必要な学校として存続していくような支援を平等に行っていくことが大切。</p>	<p>ご意見のとおり、熊本市外の高校の定員割れは課題として認識しており、指標を「入学を希望する生徒が増加した県立高等学校の学科・コースの割合」に設定したところです。</p> <p>熊本市外の高校においては、在校生による中学校訪問や近隣高校や地域と連携したPR活動など、積極的な情報発信に努めています。</p> <p>また、現在、熊本市外の高校の魅力化を重点的に図る方策について外部有識者で構成する検討会で議論が行われており、今年3月に提言がなされる予定です。</p> <p>この提言を受けて、熊本市外の高校の魅力化を図り、地域や保護者に選ばれる学校づくりを更に進めて参ります。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
18	<p>【県立高校の空調設備(学びを支える施設の整備)】</p> <p>本県の県立高校においては保護者負担で普通教室に空調設備を設置し、その維持管理費も保護者負担で行われている。</p> <p>一方、県立特別支援学校では県費で空調設備が設置され、その維持管理費も県費で賄っており、同じ県立学校の中で費用負担に差があるのは説明責任上問題はないのか。</p> <p>「県立学校における空調設備の整備方針」において高校普通教室や特別教室も対象にできるような検討を行うなど、保護者負担の軽減の観点からも県立学校の学びを支える施設の整備管理について言及すべき。</p>	<p>県立学校の空調設備は、整備方針に基づき必要な諸室に設置を行っており、特別支援学校については、それに加え、体温調節ができない生徒のために普通教室等にも設置しています。</p> <p>県立学校施設については、老朽化対策を計画的に進めており、県財政が厳しい中、直ちに高校におけるすべての教室の空調設備を公費負担に切り替えができる状況にはありませんが、今後、生徒の安全安心を確保したうえで、空調設備の公費設置について検討していきたいと考えています。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考

【基本的方向性7 子供たちの学びを支える】

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方(案)	取扱い
19	<p>【教職員の人材確保、働き方改革】 宮崎県教委では、全公立小中学校を現行の40人学級から30人学級に段階的に変更する方針を固めているとのこと。教職員の増員及び教職員が超過勤務をしない済む仕事量の2点以外には、根本的な働き方改革はなく、変形労働時間制や超過勤務時間を〇〇時間以内という政策では何の解決にもならない。ぜひ本県でも財源を確保し、宮崎県のような取組を実現してほしい。</p>	<p>小学校については、国において学級編制の標準を35人に計画的に引き下げることとなり、R3年度は2年生、R4年度は3年生、その後6年生まで順次35人学級編制となる予定です。 また、本県の中学校においては、学力向上や中1ギャップの解消等、学校現場等からの強い要望も踏まえ、県独自で県内のすべての中学校に、1年生を対象とした少人数学級編制(35人学級)を導入することとしています。 国に対しては、今後も引き続き中学校の学級編制の標準の引下げについて働きかけを行い、教職員の業務の削減・効率化と合わせ、しっかり取り組んで参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
20	<p>【学校における働き方改革の推進①】 学校でできる努力には限界があり、記載してある「人材の確保」は必要不可欠。 コロナ禍の中での雇用創出や地域、経済の活性化という観点からもスクールサポーター等の配置には大きな効果がある。</p>	<p>令和2年度は、年度末までに小中学校へ213人のスクール・サポート・スタッフを配置する予定です。 基本的方向性7の主な施策に「スクール・サポート・スタッフなど外部人材の活用」を盛り込んでいますが、次年度も引き続き配置できるよう、国への働きかけを行って参ります。</p>	参考
21	<p>【学校における働き方改革の推進②】 具体的な施策の中に「業務改善」の項目がないのはおかしい。具体的にどの業務をどのように減らしていくかについて議論し、具体化しないと意味がない。 学校現場が取り組む業務削減・業務改善に関する指標の追加が必要。</p>	<p>取組25に「業務の削減・効率化」を盛り込んでいます。 具体的な取組としては、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」において、業務の削減・効率化を方針の一つとし、ICTを活用した会議等のペーパーレス化や授業の効率化、オンライン研修の推進、学校への調査の精選など進めています。 本プランに沿った取組を着実に実施し、毎年度検証を行いながら、教職員の長時間勤務の縮減を図って参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
22	<p>【管理職による勤務状態の把握】 管理職による職員の勤務時間外の正確な勤務状態を把握していない状況がある。管理職には、労働安全衛生等に基づき、実践的に学校をマネジメントする力をつけていただきたい。</p>	<p>基本的方向性7の主な施策にも「ICカード等による勤務時間の適正管理」を掲げています。 全県立学校にICカードを用いた勤務管理方法を導入し、勤務時間の管理に努めています。 また、小中学校においても、バーコード等による勤務時間の客観的把握を行っています。 今後も、引き続き管理職会議や研修など折に触れ、教職員の勤務時間の適正な把握や健康管理への対応を指導して参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
23	<p>【デバイス端末の配布】 「教育機関でのデバイス導入はAppleが多いが、実際社会ではAndroidやWindowsが多く使われている」という有識者の声もあるので、高校へのデバイス配布の際は、生徒の将来を考えたデバイス配布の検討を。</p>	<p>本県の県立高校に導入する端末については、有識者の意見を踏まえ、学校でも家庭でも、場合によってはスマートフォンを使用してもクラウドを活用した学習が期待でき、また、社会に出た後も今後主流になると考えられるクラウドを活用したやりとりの学習にもつながることから、Google Chrome OSのパソコンを整備することとしています。 ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	参考

【基本的方向性7 子供たちの学びを支える】

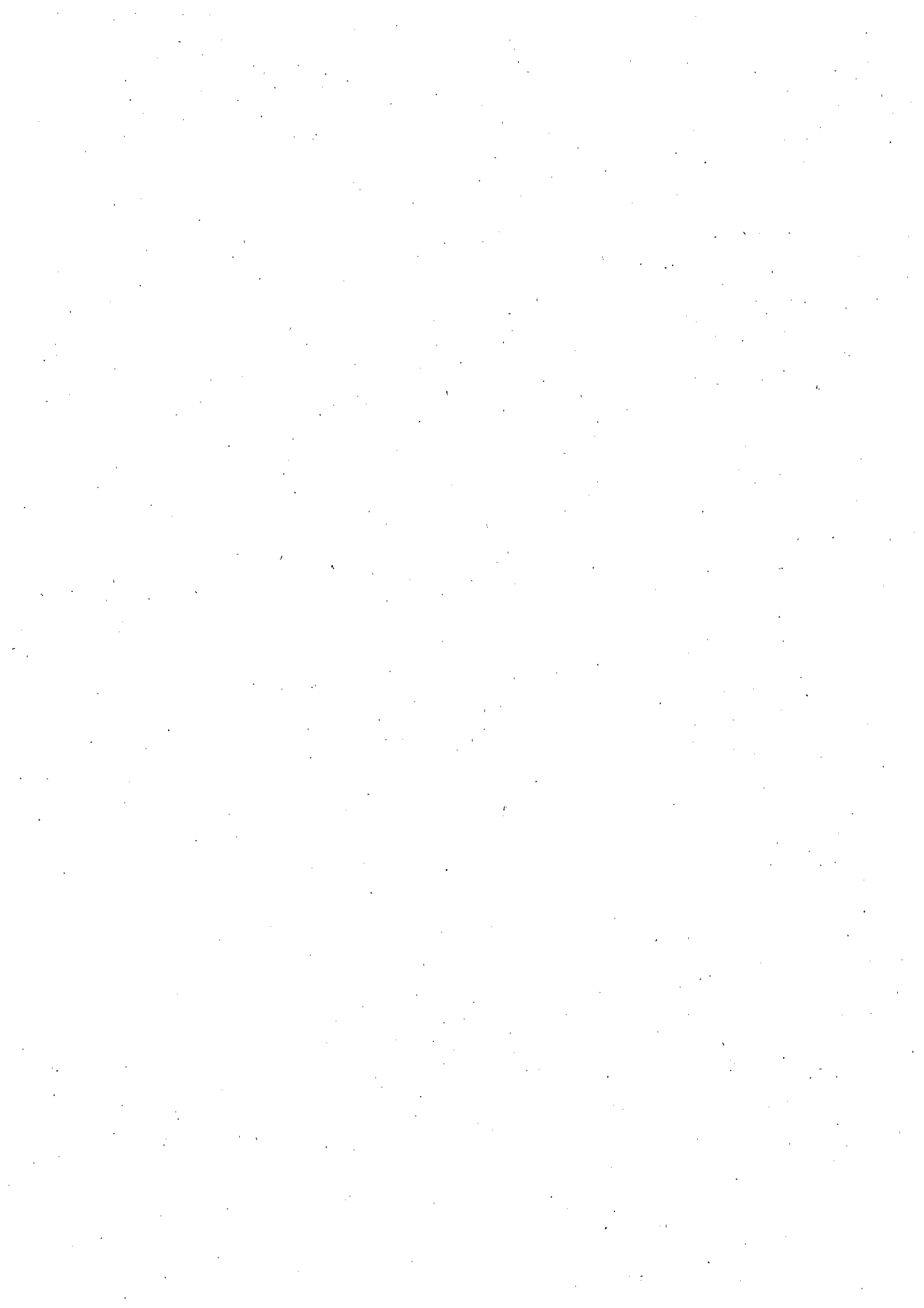
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え(案)	取扱い
24	<p>【ICT教育日本一①】 コンピュータは実践でどう使うかを学生の段階で知っていると、多様な社会活動ができる。例えば、フィリピンやカンボジアでは3Dプリンタで義足を製作するなどしている。コンピュータを活用し、社会活動につながることを学べるようにすると良い。 また、ICT教育日本一を目指すのであれば、校舎内5Gを検討してはどうか。</p>	<p>将来的に子供たちに必要なスキルを考えながら、各県立学校の学習計画、専門学科等に応じたICTの活用を行っていきたく考えています。 また、専門高校では、デジタルトランスフォーメーション(DX)等に対応した職業人材の育成を図るため、最先端の産業設備導入による学習環境の整備を進める予定です。 なお、予算の制限もあり、直ちに5G導入は困難ですが、学習に必要な不可欠な高速大容量のwi-fi環境を今年度中に整備する予定です。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
25	<p>【ICT教育日本一②】 すべての教職員が勤務時間内の研修で力をつけることは難しい。何をもって「日本一」とするのか伝わりにくい。本当に「ICT教育日本一」を目指すならば、例えば、最低一学年に一人ICT支援員等のスタッフを派遣していただくなどの条件整備が必要。</p>	<p>基本的方向性7の指標のとおり、県内の自治体及び県内すべての公立学校が日本教育工学協会(JAET)の学校情報化認定制度の認定を積極的に受けるよう働きかけ、認定数を全国一とすることで、目に見える形で「日本一」となることを目指します。 また、ICT支援員等については、学校設置者が人員等を決定しており、県立学校には4校に1人程度の割合でICT支援員を、また、2校に1人程度の割合でGIGAスクールサポーターを派遣する予定です。ICT支援員等の増員については、導入する令和3年度以降の実績を踏まえ、検討を進めて参ります。 なお、ICT支援員等以外にも、熊本県教育情報システム等を活用した教材の配布、研修及びeラーニングの充実等の条件整備を進めていくこととしています。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
26	<p>【教職員のICT活用指導力】 ICTは情報環境の克服なので、教職員へのICT活用のアップデート促進は急務。</p>	<p>教員のICT活用指導力の向上に向け、経験年数ごと、校種ごと、遠隔学習・オンライン学習などのテーマごとに研修内容を体系立てるなどして充実させ、「熊本県ICT活用推進研修パッケージ」として、すべての教職員を対象に実施しています。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	参考
【その他】			
27	<p>【「子供」の表記】 文科省では「子供」の表記で統一されているが、第1期及び第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランではすべて「子ども」の表記となっている。第3期は「子供」で統一された考え方は如何。</p>	<p>文部科学省では平成25年7月刊行の文部科学白書で「子供」に表記が統一されました。 「子供」の表記が浸透し、既に多くの文書や計画等で「子供」を使用していることから、公文書の原則に則り、今回から「子供」を使用することとしました。</p>	—
28	<p>【概要と素案の整合性】 概要ペーパーと素案の表現が一致していない箇所がある。分かりやすいよう、一致させた方が良い。</p>	<p>ご意見のとおり、概要版を使用する際は、計画案の表現と一致させます。</p>	—



第 3 期

くまもと「夢への架け橋」教育プラン（案）

熊 本 県



目次

計画の策定にあたって.....	1
計画の基本構想	
1 基本理念.....	2
2 施策体系.....	3
3 夢を実現する重点取組.....	4
基本的方向性	
1 家庭・地域の教育力向上.....	5
2 安全・安心に過ごせる学校づくり.....	7
3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成.....	9
4 障がいや多様な教育的ニーズに応える.....	11
5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成.....	13
6 魅力ある学校づくり.....	15
7 子供たちの学びを支える.....	17
8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進.....	19
9 災害からの復旧・復興.....	21
計画の推進.....	22
指標一覧.....	23

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

- 平成26年3月に策定した「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(以下「第2期計画」という。)は、「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指すくまもとの人づくり」を基本理念として、「夢を叶える教育」の実現に取り組んで来ました。
- 第2期計画策定後の社会に目を向けると、グローバル化の更なる進展や急速な技術革新、地域間格差の拡大など、社会情勢はますます変化しているほか、平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大、令和2年7月豪雨など、本県の教育に大きな影響を与える出来事も発生しました。
- そこで、第2期計画の成果と課題を基に、今後の本県教育の目指す方向性を示すため、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(第3期熊本県教育振興基本計画)を策定します。

2 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象とします。
- 第2期計画の後継計画であり、本県が抱える教育課題を解決し、本県教育への新たな要請に対応する内容とします。

3 計画期間

- 令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

計画の基本構想

1 基本理念

- 「熊本の心 助けあい 励ましあい 志高く」は、日常生活の中で心のあり方としてお互いに相手を尊重し、協働・共有の相互扶助、志高くの心を持ちながら主体的に明日に向かって生きていく精神を表しています。
子供たちがそれぞれの夢を持ち、その夢の実現に挑戦していくときに、しっかりと胸に刻んでおいてほしい「熊本の心」です。
- 人が成長していくうえで、教育・子育ての出発点である「家庭」において、基本的な生活習慣や自立心などの「生きる力」の基礎を身に付けることは重要であり、家庭教育の成果を礎として、学校を基本に、地域の協力を得ながら、「生きる力」は育まれていきます。そのためには、学校だけでなく家庭・地域・行政の連携・協働により、「学ぶことのすばらしさ、楽しさ」を子供たちに伝え、子供たちを「学びの主体」として育てることが必要です。
社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育みます。
- 今の子供たちには、グローバル化の進展や急速な技術革新など、変化の激しい社会に対応する能力を身に付けるとともに、これからの社会がどんなに変化し、予測困難になっても、自ら学び、考え、未来を切り拓いていく「考える力」が必要です。
また、SDGsの理念に沿った「誰一人取り残されない、持続可能な社会づくり」の視点が、より一層重要となっています。
これからの新しい時代を見据え、子供たちの「考える力」を伸ばすことで、「生きる力」をたくましく、しなやかなものにしていくことが求められています。
- 子供たちが「熊本の心」「生きる力」「考える力」を兼ね備えることで、これからの変化の激しい社会の中で生き抜く精神や知識を身に付け、自らの夢の実現に向かって何度もチャレンジし、さらには子供たち一人一人の夢の実現が熊本の未来を創造する原動力となることを目指して、「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」を基本理念として本県教育を推進します。

(基本理念)

夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり

2 施策体系

取組の基本的方向性	取組事項
①家庭・地域の教育力向上	取組1 家庭の教育力の向上 取組2 地域の教育力の向上 取組3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との連携強化
②安全・安心に過ごせる学校づくり	取組4 人権教育の充実 取組5 いじめへの対応 取組6 不登校への対応 取組7 貧困の連鎖を教育で断つ
③確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	取組8 確かな学力の育成 取組9 豊かな心を育む教育の充実 取組10 健やかな体の育成 取組11 社会の変化に対応した教育の推進
④障がいや多様な教育的ニーズに応える	取組12 特別支援教育の充実 取組13 県立特別支援学校の教育環境整備 取組14 多様なニーズに対応した教育
⑤キャリア教育の充実とグローバル人材の育成	取組15 キャリア教育の充実 取組16 外国語教育、国際教育の充実 取組17 優れた才能や個性を伸ばす教育 取組18 ふるさとを愛する心の醸成 取組19 私立学校の振興（熊本時習館構想の推進） 取組20 高等教育の振興・連携
⑥魅力ある学校づくり	取組21 県立高等学校の魅力化の推進 取組22 学びを支える施設の整備 取組23 地域とともにある学校づくり
⑦子供たちの学びを支える	取組24 教職員の人材確保、人材育成 取組25 学校における働き方改革の推進 取組26 教育の情報化の推進 取組27 学校の防災・安全対策の推進 取組28 新型コロナウイルス感染症等への対応
⑧文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	取組29 文化に親しむ環境づくり 取組30 文化財の保存・活用 取組31 県民のスポーツの振興 取組32 競技スポーツの振興 取組33 学習機会と学習成果活用の充実
⑨災害からの復旧・復興	取組34 災害からの復旧・復興

3 夢を実現する重点取組 ～4年間で重点的に取り組む事項～

本県が抱える課題の解決と本県教育への新たな要請に応えるため、次のとおりこの4年間で重点的に取り組む事項を定め、『夢を実現する教育』を推進します。

(1) 子供たちの夢を育む

- ① 家庭教育支援にしっかり取り組みます
- ② 子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります
- ③ 貧困の連鎖を教育で断ち切ります
- ④ “生きる力”の基礎となる学力向上を図ります
- ⑤ 障がいのある子供の学びを支えます

(2) 子供たちの夢を拓げる

- ① 英語教育日本一を目指します
- ② 進学や就職の夢を叶えます

(3) 子供たちの夢を支える

- ① 魅力ある学校づくりを進めます
- ② 教員の指導力向上を図ります
- ③ ICT教育※日本一を目指します
※ICT教育…ICTを活用した教育

教育とSDGs

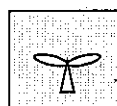
教育はSDGsの目標4に位置付けられており、教育については、「教育がすべてのSDGsの基礎」であり、「すべてのSDGsが教育に期待」している、とも言われています。教育は、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17すべての目標の達成に貢献するものです。

(参考：日本ユネスコ国内委員会教育小委員会)



基本的方向性 1

家庭・地域の教育力向上



(幼児期～青少年期～成年期以降)

(重点取組) ★ 家庭教育支援にしっかり取り組みます

取組 1 家庭の教育力の向上

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、保護者が子供に愛情を持って接し、子供の成長とともに親としても成長していくよう、家庭教育の重要性について周知・啓発に努めます。

特に、就学前施設における「親の学び」推進園を核として、親になって間もない乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座等の普及に取り組みます。

また、家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、地域や社会教育関係団体等と連携しながら、くまもと家庭教育支援チームの登録拡大や「親の学び」トレーナー等の人材育成に総合的かつ継続的に取り組みます。

取組 2 地域の教育力の向上

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進します。

また、親の就労環境、ひとり親などの家庭の環境などによって、子育てが困難になる状況も生まれています。子供の育ちを関係機関など社会全体で支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。

取組 3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との連携強化

就学前教育は、生活習慣や自立心などを育み、その後の「生きる力」の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。教員や保育士は、研修などを通して、その専門性を向上する必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等は、家庭とともに、子供たちが生きる力の基礎を身に付ける場です。認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育内容と、その専門性を生かした家庭に対する支援の充実を図ります。

また、就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるよう、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校、中学校との連携・接続を推進します。

＜主な施策＞

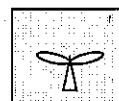
- ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知・啓発
- ・「親の学び」推進園を核とした就学前における「親の学び」講座等の更なる拡充
- ・「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」の周知・啓発
- ・「放課後子供教室」の実施と「放課後児童クラブ」との連携
- ・市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの推進
- ・県立学校の防災型コミュニティ・スクールから総合型コミュニティ・スクールへの移行促進
- ・地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進による地域学校協働活動の充実
- ・くまもと子育て応援プロジェクトの開催など、子育て親子の交流の場の提供
- ・被虐待児童とその家族への総合的な支援
- ・子育てを応援する事業所等の登録募集の実施
- ・幼児教育センター設置による県内就学前施設及び小学校に対する支援
- ・幼児教育スーパーバイザー派遣による園内研修の工夫改善の推進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合 (「親の学び」講座等を実施した園・学校の割合)	就学前 <u>34.4%</u>	就学前 <u>50%</u>
	小学校 <u>99.6%</u>	⇒ 小学校 <u>100%</u>
	中学校 <u>97.4%</u>	中学校 <u>100%</u>

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性2

安全・安心に過ごせる学校づくり



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

- (重点取組) ★ 子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります
★ 貧困の連鎖を教育で断ち切ります

取組4 人権教育の充実

人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものです。

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、県民一人一人が、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する共生の心を育み、物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教育を総合的かつ計画的に推進します。

就学前教育においては、豊かな情操と思いやり、生命を大切にする心、人権を大切にすることを育てよう努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、すべての教育活動を通じて人権教育に取り組みます。

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。

取組5 いじめへの対応

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止及び早期発見・解消に取り組み、いじめをしない、いじめをさせない、いじめに負けない集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

いじめの早期対応と解消に向け、いじめに関する情報集約担当者を校内に置くとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、相談・支援体制を充実させます。

また、学校における言語環境を整えるとともに、ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処教育及びSOSの出し方教育などの充実を図り、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりに努めます。

さらに、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組を充実させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携して、児童生徒の健全な育成に努めます。

取組6 不登校への対応

近年、不登校児童生徒数は、小中学校では増加、高等学校は横ばいの状況にあります。そこで、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」として欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組織的な対応を進めます。

さらに「+1（プラスワン）」として、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

また、市町村の教育支援センターの設置促進及びその機能拡充を支援するとともに、民間施設等とも連携し、不登校児童生徒の社会的な自立を促します。

取組7 貧困の連鎖を教育で断つ

災害発生時の対応なども含め、家庭の事情などにより進学等の夢を断念することのないよう学習面や進学面での支援を行います。

また、経済的理由により就学が困難な子供たちに対して、安心して学ぶことができるよう経済的支援を行います。

＜主な施策＞

- ・「熊本県子ども人権フェスティバル」や「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の実施
- ・人権に関する教職員用デジタル研修資料【同和問題（部落差別）、水俣病問題、ハンセン病問題、拉致問題、性的指向・性自認等】の提供と活用促進
- ・いじめ予防授業や学校が抱える諸課題への法的な対応として法律の専門家「スクールロイヤー」の配置
- ・6月の「心のきずなを深める月間」におけるいじめ問題に対する意識の醸成
- ・「心のアンケート」の実施、「いじめ匿名連絡サイト」の運用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校や教育事務所等への配置による学校支援体制の充実
- ・愛の1・2・3運動+1（プラスワン）の実施
- ・「性に関する指導シンポジウム」や「思春期保健教育講演会」の開催
- ・生活保護世帯・生活困窮世帯やひとり親家庭の子供等に対する学習支援
- ・経済的理由により就学が困難な生徒の授業料等を減免する私立高校に対する補助
- ・育英資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、国の「奨学のための給付金」の給付

【指標】	(現状値)	(目標値)
○いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合	80.4%	⇒ 100%
○不登校の児童生徒が、教職員だけでなく専門家からの支援を受けている割合 (公立小中学校)	89.7%	⇒ 100%

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 3

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成



(幼児期 ~ 青少年期)

(重点取組) ★ “生きる力”の基礎となる学力向上を図ります

取組 8 確かな学力の育成

すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指します。このためには、児童生徒に求められる資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を進める必要があります。

小中学校では、熊本の未来の創り手となる子供たちの学びについて示した「熊本の学び推進プラン」を基に、子供を中心に、学校、家庭、地域、行政を含めた五者が連携して、熊本のすべての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指します。

高等学校では、すべての生徒の将来の進学や就職などの夢を実現するため、中学校までに身に付けた基礎学力を土台として、ICT 等を活用した授業づくりを進めます。また、学力を的確に測るとともに授業改善や指導の充実を図り、教育力の向上に加え、次世代を生きるための思考力・判断力・表現力等の伸長を目指します。

さらに、小中学校及び高等学校を通して、少人数学級の推進や小学校における教科担任制の充実など、子供たちへのきめ細かな指導を実施します。

取組 9 豊かな心を育む教育の充実

子供たちが善悪を判断すること、思いやりの心をもって親切にすること、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること、生命を尊重することなど、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を充実させます。

また、様々な体験の機会が減少傾向にあるため、地域の協力を得ながら、子供たちの成長に必要な体験ができる環境をつくり、地域との交流を通して社会に貢献し、参画する意識を高めるよう、体験活動の充実を図ります。

そのほか、自主的に読書活動を行うための環境整備を推進するとともに、子供たちが文化や芸術と触れ合う機会を充実させ、豊かな感性や人間性を育みます。

取組 10 健やかな体の育成

児童生徒の体力は、平成 28 年熊本地震の影響により一時低下したものの、2 年間で地震前の体力の状況に回復し、全体的には向上傾向にあります。今後、体育・保健体育授業の工夫改善や、運動の日常化・習慣化に向けた取組を推進し、児童生徒の更なる体力向上を図ります。

また、健康教育の推進及び学校給食の充実を通して、児童生徒の生涯にわたる健康な生活に必要な資質や能力の育成を図ります。

取組 1-1 社会の変化に対応した教育の推進

主権者教育や情報教育、消費者教育、環境教育など、現代社会における様々な課題に対応するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた「ESD（持続可能な開発のための教育）」を推進します。

＜主な施策＞

- ・学力向上に向け、県全体で一体となって取り組むため「学力向上推進本部」を設置
- ・「熊本の学び」の推進を支え、学力向上を図るため「『熊本の学び』アクションプロジェクト」を実施
- ・「熊本県学力・学習状況調査」を実施し、詳細な分析資料と児童生徒一人一人の課題に応じた学習プリントやICTの活用による課題解決
- ・本庁、教育事務所及び教育センターの連携強化と役割の明確化のもと、学校及び教員の課題、ニーズに応じた支援の実施と訪問指導の充実
- ・「高校生のための学びの基礎診断テスト」を活用し、各高等学校の教育力向上を推進
- ・高等学校の学力向上に向け、研究指定校を設け、授業や学習評価等に関する研究を推進
- ・道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進
- ・青少年教育施設における体験活動プログラムの提供
- ・地域の伝統文化に触れ、体験する機会の提供
- ・科学する心を育む「科学展」の充実
- ・「体力向上推進委員会」の設置とその取組事例集の配布
- ・情報安全に関する知識や情報モラルを身に付けさせるための啓発活動の充実
- ・学校における関係機関と連携した主権者教育講演会、選挙出前授業の実施

【指標】	(現状値)	(目標値)
○児童生徒の学力が向上した割合（小中学校） （全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った項目数）	<u>1/5項目で</u> <u>全国平均を上回る</u> (H30)	⇒ <u>すべて全国</u> <u>平均を上回る</u>
○生徒の学力が向上した割合（高等学校） （「高校生のための学びの基礎診断」で 学力が向上した生徒の割合）	<u>52.9%</u>	⇒ <u>65%</u>
○児童生徒の体力が向上した割合（小中学校） （全国体力・運動能力、運動習慣等調査で 全国平均を上回った種目数の割合）	<u>70.6%</u> (24/34 種目)	⇒ <u>100%</u> (34/34 種目)

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 4

障がいや多様な教育的ニーズに応える



(重点取組) ★ 障がいのある子供の学びを支えます

取組 1 2 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の成長や自立に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実施します。

また、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、「段階的支援体制」に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図ります。

さらに、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに応えるため、すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

取組 1 3 県立特別支援学校の教育環境整備

支援を要する児童生徒等の増加に伴い、特別教室等の転用や複数学級の同室化の応急措置により対応を行ってきましましたが、教室不足が継続しています。

このため、新たに平成 30 年度に改定した整備計画に基づき、知的障がい特別支援学校の移転整備や本校整備を行うなど、必要な教育環境の整備を進め、特別支援学校における教室不足の解消を図ります。

また、特別支援教育のニーズに応えるため、県北・県南にそれぞれ新校を開校します。

取組 1 4 多様なニーズに対応した教育

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者等の教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしていることから、その周知に努めるとともに、設置する場合の運営等に関する研究を進めます。

また、日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資するため、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等を把握し、児童生徒の学習環境の整備に努めます。

＜主な施策＞

- ・就学、進級、進学、就労の際に個別の教育支援計画による引継ぎを徹底
- ・入学から卒業後までの一貫したキャリア教育の充実
- ・就労支援ネットワーク会議による教育・福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援の強化
- ・特別支援学校技能検定の実施等による職業教育の充実
- ・特別支援学級担当者指導力向上研修、通級指導教室担当者連絡会等、専門性向上のための研修を充実
- ・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する高等学校及び特別支援学校に看護師を配置
- ・県立高等学校における「通級による指導」の充実
- ・県立高等学校（県立中を含む）に学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置
- ・県立特別支援学校整備計画に基づく7校の整備推進
- ・夜間中学の周知のためのホームページ開設
- ・日本語教育支援連絡協議会の開催

【指標】	(現状値)		(目標値)
○児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合 (個別の教育支援計画の小中学校から高等学校までの引継ぎの割合)	<u>64.7%</u>	⇒	<u>100%</u>
○特別支援学校において生徒が就職できた割合 (就職希望者数に占める就労継続支援A型を含む就職者数の割合)	<u>88.7%</u>	⇒	<u>100%</u>

※現状値は令和元年度（令和元年度卒業生）、目標値は令和5年度（令和5年度卒業生）の数値

基本的方向性 5



(青少年期 ~ 成年期以降)

キャリア教育の充実とグローバル人材の育成

- (重点取組)
- ★ 英語教育日本一を目指します
 - ★ 進学や就職の夢を叶えます

取組 1 5 キャリア教育の充実

児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実を図ります。

また、キャリア教育の推進により、県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成に取り組み、地域産業の発展につなげます。

さらに、ものづくりや先端技術などに対する関心を高め、高度で専門的な知識と技術の習得により、社会のニーズを踏まえた人材育成と、地域、社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に努めるとともに、次世代の技術を創造する資質を育みます。

取組 1 6 外国語教育、国際教育の充実

“英語教育日本一”に向けて、ALTの活用や英語の外部検定試験受験料の支援など、小学校、中学校、高等学校を通して英語教育を充実させ、実践的な英語力を身に付け、主体的に学び続ける児童生徒の育成を目指します。

また、異なる文化や人々に対する理解を深めるため、国外の高等学校や大学との交流、留学の推進など、子供たちの国際交流に積極的に取り組みます。

さらに、「国際バカロレア認定校」*の導入について検討します。

*国際バカロレア認定校：国際バカロレア機構の認定を受けた学校。多様な文化の理解等を通じた、国際的かつ探求心に富んだ若者の育成を目的とし、国際的な大学入学資格が取得可能

取組 1 7 優れた才能や個性を伸ばす教育

各県立高等学校の特色を明確化する「熊本スーパーハイスクール構想」のもとで、各学校の特色に応じた教育の充実を図り、生徒の優れた才能や個性を伸ばします。

また、理数教育の充実を図り、STEAM教育*の視点を取り入れるとともに、語学力や幅広い教養等の国際的素養を身に付け、将来様々な分野で国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。

さらに、スポーツや文化芸術の分野で活躍する人材の育成・支援を行います。

*STEAM教育(スティームきょういく)：Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)、Arts(リベラルアーツまたは芸術)を統合的に学習する教育手法

取組 18 ふるさとを愛する心の醸成

地域の伝統や文化等に関する学習、「熊本の心（助けあい 励ましあい 志高く）」の啓発及び道徳教育用郷土資料「熊本の心」等の教材の活用などを通し、我が国及び郷土に対する理解や愛着を深めます。

また、本県の豊かな農林水産業や食を通じて、郷土に対する理解を深めます。

取組 19 私立学校の振興（熊本時習館構想の推進）

「熊本時習館構想」を推進し、私立学校に通う生徒の夢の発見、挑戦、実現を応援します。子供たちの可能性を伸ばし、生徒の意欲や自主性の向上を図るため、魅力ある学校づくりへの取組を支援します。

取組 20 高等教育の振興・連携

熊本県立大学をはじめとする県内の大学との連携協力協定の締結など、連携を強化し、大学生との交流促進など、地域の教育振興に関する様々な取組を行います。

＜主な施策＞

- ・「キャリア・パスポート」を活用した主体的に学ぶ力の育成
- ・「熊本県地域人材育成連携協力協定」を活用し、産業界と連携したキャリア教育の推進と専門教育の充実（高等学校）
- ・キャリアサポーター、しごとコーディネーターによる県内就職支援
- ・英語外部検定試験の受験への総合的支援
- ・小中学校への訪問指導による英語担当教員の指導力向上
- ・英語の授業へのディベート等の導入による発信力を強化する授業の実践
- ・ALTを活用した教科横断的な学びの推進
- ・ALTを活用したイングリッシュ・キャンプによる異文化交流体験の促進
- ・中高生を対象とした時習館構想の一つである「海外チャレンジ塾」の実施
- ・STEAM教育などの視点を通じた教科横断的な学びの推進
- ・小中学校等でオーケストラ、音楽劇、歌舞伎等の本物に触れる巡回公演を実施
- ・道徳教育用郷土資料「熊本の心」及び平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用推進
- ・「私学の魅力アップ事業」等を活用した各私立中学・高等学校の特色ある教育活動等の支援

【指標】	(現状値)		(目標値)
○高校生（全日制）がインターンシップを体験した割合	70.2%	⇒	80%
○生徒が英語力を身に付けた割合			
（中3：英検3級相当取得率	中3 27.1%	⇒	中3 40.0%
高3：英検準2級相当取得率）	高3 32.9%		高3 45.0%

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 6

魅力ある学校づくり



(青少年期)

(重点取組) ★ 魅力ある学校づくりを進めます

取組 2-1 県立高等学校の魅力化の推進

社会の急激な変化や生徒の多様化、地方創生に資する学校づくりの要請など高校教育を取り巻く環境が大きく変化しています。

新しい時代に対応した地域の児童生徒や保護者に選ばれる魅力ある学校づくりを進めるため、地元自治体や企業、大学、他の高等学校など多様なパートナーとの連携を図りながら、特色ある学科の設置・改編や、ICTの活用による遠隔授業の導入、少人数学級によるきめ細かな指導などに取り組みます。

取組 2-2 学びを支える施設の整備

県立学校施設長寿命化プランに基づき、建物の老朽化対策を計画的に行います。

また、トイレの乾式化・洋式化やバリアフリー対策など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進め、魅力ある学校づくりを目指します。

取組 2-3 地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりのため、「社会に開かれた教育課程」を実現させる学校、家庭、地域、行政、子供の五者連携によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施を推進します。

〈主な施策〉

- ・県立高等学校の特色を明確化し、「スーパーハイスクール」として位置づけて各校の特色を生かした取組を発信
- ・Society5.0時代の科学技術やグローバル化など社会の変化や地域のニーズ等に対応する新しい学科、コースの設置検討
- ・多様で高度な学びを可能にする高等学校間連携や大学・企業等との連携
- ・ICTを活用した遠隔授業等による小規模校の教育の充実
- ・ICT活用による先進的な教育を実践する特定推進校の指定
- ・スーパーティーチャーの活用等による進学や就職をサポートする体制の構築
- ・地域との協働による教育促進のための県立学校及び地元自治体等関係者によるコンソーシアムの構築
- ・県立高等学校入試制度のあり方の検討
- ・「熊本県立学校施設長寿命化プラン（個別施設計画）」に基づく学校施設の老朽化対策と衛生、安全面に配慮した整備

- ・市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの推進（再掲）
- ・県立学校の防災型コミュニティ・スクールから総合型コミュニティ・スクールへの移行促進（再掲）
- ・地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進による地域学校協働活動の充実（再掲）
- ・部活動への地域のスポーツ人材の活用

【指標】	(現状値)	(目標値)
○入学を希望する生徒が増加した県立高等学校の学科・コースの割合	50.3% (R2.9)	⇒ 80% (R6.9)

※現状値は令和2年度、目標値は令和6年度の数值

基本的方向性 7

子供たちの学びを支える



(青少年期～成年期以降)

- (重点取組) ★ 教員の指導力向上を図ります
 ★ ICT教育日本一を目指します

取組 2 4 教職員の人材確保、人材育成

教職員の人材確保に努めるとともに、学校現場における人材育成の観点からOJTの充実や、学校現場の新たな課題等に的確に対応できる教職員を育成するための教職員研修の充実を図ります。

また、管理職等としての必要な学校マネジメント力の向上を図るとともに、校長等のリーダーシップのもとで学校運営や人材育成を推進します。

取組 2 5 学校における働き方改革の推進

教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境と、心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の実現に向けて、勤務時間の適正管理や人材の確保・活用、業務の削減・効率化などの学校における働き方改革の取組を推進します。

取組 2 6 教育の情報化の推進

“ICT教育日本一”を目指し、高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末などの学校のICT環境整備を推進し、児童生徒一人一人の習熟度に応じた最適な学びを提供します。

また、1人1台端末環境における教員のICT活用指導力の向上や児童生徒の情報活用能力の育成、情報モラルの醸成などに取り組むとともに、ICT支援員等の支援のもと、授業の質の向上やICTを活用するための基礎づくりを図ります。

取組 2 7 学校の防災・安全対策の推進

平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨の経験も踏まえ、あらゆる災害に備え、防災に関する資質・能力を育成する防災教育と児童生徒等の安全を確保するための防災管理の充実を図ります。

また、登下校中や学校内等で、子供たちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全対策の充実を図るとともに、自他の命を守る行動や安全な交通社会づくりに参加・協力する態度等を身に付ける交通安全教育を推進します。

取組 2.8 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症等への対策を徹底し、子供たちの学びの保障のため、少人数学級の推進やICTの活用などの環境整備を進めます。

また、教職員一人一人が新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、家庭や地域、関係機関等と連携して、偏見や差別を未然に防ぎます。

さらに、児童生徒等の状況を把握し、心のケアに速やかに対応します。

＜主な施策＞

- ・教員の指導力向上のための研修の充実
- ・大学3年生以下を対象とした説明会の実施等、教職員の採用に係る広報活動の強化
- ・スーパーティーチャーによる教員の教科指導力の向上
- ・ICカード等による勤務時間の適正管理
- ・スクール・サポート・スタッフなど外部人材の活用
- ・学校徴収金業務等の効率化推進
- ・学校給食費の公会計化等の検討
- ・校務支援システム導入推進と学校向けサポートの実施
- ・県立学校と市町村立学校における1人1台の端末の整備
- ・学習用コンピュータやデジタル教科書などの有効活用
- ・教職員のICT活用指導力の向上
- ・ICTファシリテータ等の派遣による児童生徒の情報活用能力を高める授業の推進
- ・登下校防犯プランに基づく登下校時の安全の確保に向けた対策の充実
- ・防災教育に関する手引等を活用した授業及び実践的な避難訓練の推進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合	45.6%	⇒ 100%に向け 前年度より増加
○学校における情報化が先進的である地域* の数	(市町村立学校) 3地域 (県立学校) 0地域	(市町村立学校) 44地域 (県立学校) 1地域

※各自治体が設置する学校の80%以上が学校情報化優良校に認定されることで、自治体が地域として先進地域に認定される。

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 8

文化・スポーツの振興と生涯学習の推進



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

取組 2 9 文化に親しむ環境づくり

子供たちをはじめ、県民が地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに触れ、体験する機会を通して、文化に対する関心を高めます。

取組 3 0 文化財の保存・活用

熊本城、青井阿蘇神社、鞠智城などの国、県指定等文化財や、細川コレクション、日本遺産などの文化遺産について保存・活用と後世に伝える気運の醸成を図ります。また、熊本の誇る世界文化遺産を保全するとともに、更なる登録を推進します。

取組 3 1 県民のスポーツの振興

県民誰もが、ライフステージに応じて、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に合わせ、いつまでもスポーツに親しむ環境をつくります。

取組 3 2 競技スポーツの振興

スポーツ関係団体との連携により、人材の発掘・育成、ジュニアの育成、指導者のスキルアップにより、総合的な競技力の向上と継続的なトップアスリートの輩出を図ります。

また、県立スポーツ施設（6箇所）の利用促進や、国内外のスポーツ大会の開催及び大規模なイベントの誘致への協力・支援に取り組み、スポーツに対する関心を一層高めます。

アリーナ、武道館、野球場等のスポーツ施設の整備の在り方について、民間資金の確保等を含めて、県民的議論を深め、方向性を取りまとめます。

取組 3 3 学習機会と学習成果活用の充実

生涯のあらゆる場面において行う学習に対して、地域課題や県民の学習ニーズに応じた学習機会、学習情報の提供に努めます。さらに学習した成果を生かして、学校、地域で地域課題解決やまちづくりにつながる活動を推進します。

＜主な施策＞

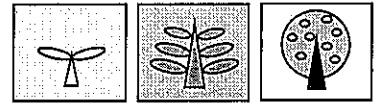
- ・ 県立美術館等における展覧会の充実や、県ゆかりの所蔵品等を活用した体験活動の推進
- ・ 文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存活用の推進
- ・ 文化財の指定等による保護措置の推進
- ・ 人吉球磨、菊池川流域、八代の日本遺産等を活用した取組の推進
- ・ 地域の文化財を題材とした出前授業や体験活動、講座等の活用事業の推進
- ・ ライフステージに応じた運動習慣の定着
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設置促進と加入者増及び指導者の育成
- ・ トップアスリートの育成や次世代アスリートの発掘・育成
- ・ 関連団体と連携した総合的な競技力向上策の実施
- ・ 大規模スポーツイベント開催及び誘致への協力・支援
- ・ 県民カレッジ等における生涯学習プログラムの開発、学習機会の提供及び学習成果活用の仕組みづくり
- ・ 県立図書館におけるレファレンス機能やホームページ等を活用した情報発信の充実による県民の学び支援

【指標】	(現状値)	(目標値)
○地域に総合型地域スポーツクラブが設置されている割合	91.1%	⇒ 100%

※現状値は令和2年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 9

災害からの復旧・復興



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

取組 3 4 災害からの復旧・復興

令和2年7月豪雨で被災した学校施設等の早期復旧に取り組みます。

また、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨を経験し、心のケアが必要と判断された子供たちのため、学校へのスクールカウンセラーの派遣など、中長期的な視点に立って必要な支援に取り組みます。

加えて、被災後の子供たちの家庭環境等の変化にも留意し、スクールソーシャルワーカーによる状況把握と適切な支援の充実を図ります。

さらに、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨により被災した文化財の復旧を進め、子供たちの郷土への理解と愛着を深める熊本の財産を後世に遺します。

＜主な施策＞

- ・心のケア調査による支援が必要な児童生徒の把握
- ・県補助金や基金を活用した被災文化財の着実な復旧支援
- ・災害に備えた三次元技術等による文化財の記録保存・活用の推進
- ・“ICT教育日本一”を目指した県立学校と市町村立学校における1人1台端末の整備及び学習用コンピュータやデジタル教科書などの有効活用（再掲）
- ・平成28年熊本地震関連教材「熊本の心」、「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用推進（再掲）
- ・「熊本地震震災ミュージアム」の活用推進
- ・「防災・減災教育旅行プログラム」の活用推進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○文化財（国・県指定、国登録）の災害復旧が 進んでいる割合 (令和2年7月豪雨)	0%	⇒ 85%

※現状値は令和2年度、目標値は令和5年度の数値

計画の推進

この計画を着実に推進するため、次のことに留意します。

1 関係機関との連携・協力

国や市町村、国公立学校等の教育機関、保護者、地域社会、産業界などと連携・協力して、計画の実現に向けて取り組みます。

県以外の機関が中心となって取り組む場合には、県としてできる限りの支援を行います。

2 教育委員会・知事部局・警察本部の連携強化

本計画は、県教育委員会・知事部局・警察本部が連携して策定しており、推進にあたっては、連携を一層強化して取り組みます。

また、新しいくまもと創造に向けた基本方針、教育大綱をはじめ、本計画以外の県で策定している既存の計画との整合性にも十分留意することとしています。

3 必要な財政上の措置

教育基本法第16条第4項では、地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、事業の選択と集中を図りながら、必要な財政上の措置を講じます。

また、国に対しても必要な財政上の措置がなされるよう、働きかけを行います。

4 広報広聴活動と情報提供

本計画の内容や各施策に関して、広報誌やホームページ等を活用して、広く県民に情報発信するとともに、県民から寄せられた御意見を教育施策の推進に活かします。

5 計画の進捗管理

計画終了年度の目標値を定めた指標について、毎年度、目標達成が可能かどうか検証を行い、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。

また、外部有識者からなる検討・推進委員会を開催して、定期的に本計画の進捗状況を報告するとともに、県民に対しても結果を公表します。

指標一覧

【基本的方向性1】家庭・地域の教育力向上

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合 (「親の学び」講座等を実施した園・学校の割合)	【調査名】「親の学び」講座実施状況調査 【実施主体】県 【調査対象等】就学前施設、小学校、中学校(熊本市を除く)	就学前 34.4% 小学校 99.6% 中学校 97.4%	就学前 50% 小学校 100% 中学校 100%

【基本的方向性2】安全・安心に過ごせる学校づくり

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合	【調査名】熊本県公立学校心のアンケート調査 【実施主体】県 【調査対象等】県内公立学校の児童生徒(熊本市を除く)	80.4%	100%
○不登校の児童生徒が、教職員だけではなく専門家からの支援を受けている割合 (公立小中学校)	【調査名】定例報告(専門家の活用状況) 【実施主体】県 【調査対象等】県内公立学校の児童生徒(熊本市を除く)	89.7%	100%

【基本的方向性3】確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○児童生徒の学力が向上した割合 (小中学校) (全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った項目数)	【調査名】全国学力・学習状況調査 【実施主体】文部科学省 【調査対象等】全小学6年生、中学3年生(熊本市立、私立、国立の学校を除く)	1/5項目で全国平均を上回る (H30)	すべて全国平均を上回る

指 標 名	出 典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○生徒の学力が向上した割合 (高等学校) (「高校生のための学びの基礎診断」で学力が向上した生徒の割合)	【調査名】高校生のための学びの基礎診断調査 【実施主体】県 【調査対象等】「高校生のための学びの基礎診断」で高校1年生のときと比較して、高校2年生で学力が向上した割合	52.9%	65%
○児童生徒の体力が向上した割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回った種目数の割合)	【調査名】全国体力・運動能力、運動習慣等調査 【実施主体】スポーツ庁 【調査対象等】全小学5年生、中学2年生(私立、国立の学校を除く)	70.6% (24/34 種目)	100% (34/34 種目)

【基本的方向性4】障がいや多様な教育的ニーズに応える

指 標 名	出 典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合 (個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎの割合)	【調査名】個別の教育支援計画の引継ぎについて 【実施主体】県 【調査対象等】小・中・義務教育学校、高等学校	64.7%	100%
○特別支援学校において生徒が就職できた割合 (就職希望者数に占める就労継続支援A型を含む就職者数の割合)	【調査名】関係指導資料等の調査 【実施主体】県 【調査対象等】県立特別支援学校高等部(本科)新卒生徒のうち就職を希望する生徒	88.7%	100%

【基本的方向性5】キャリア教育の充実とグローバル人材の育成

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○高校生（全日制）がインターンシップを体験した割合	【調査名】インターンシップ推進等推進事業各学校報告書取りまとめ 【実施主体】県 【調査対象等】県立高校（全日制）3年生	70.2%	80%
○生徒が英語力を身に付けた割合 （中3：英検3級相当取得率 高3：英検準2級相当取得率）	【調査名】英語教育実施状況調査 【実施主体】文部科学省 【調査対象等】全中学3年生（国立、私立、熊本市立を除く）、全高校3年生（私立を除く）	中3 27.1% 高3 32.9%	中3 40.0% 高3 45.0%

【基本的方向性6】魅力ある学校づくり

指標名	出典	現状値 (R2)	目標値 (R6)
○入学を希望する生徒が増加した県立高等学校の学科・コースの割合	【調査名】中学校卒業予定者の進路希望調査 【実施主体】県 【対象】県内の中学3年生	50.3% (R2.9)	80% (R6.9)

【基本的方向性7】子供たちの学びを支える

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合	熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	45.6%	100%に向け前年度より増加
○学校における情報化が先進的である地域*の数	日本教育工学協会の学校情報化認定委員会が審査	〔市町村立学校〕 3地域 〔県立学校〕 0地域	〔市町村立学校〕 44地域 〔県立学校〕 1地域

*各自治体が設置する学校の80%以上が学校情報化優良校に認定されることで、自治体が地域として先進地域に認定される。

【基本的方向性8】文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

指 標 名	出 典	現状値 (R2)	目標値 (R5)
○地域に総合型地域スポーツクラブが設置されている割合	【調査名】総合型地域スポーツクラブに関する実態調査 【実施主体】県 【調査対象等】各市町村	91.1% (県内における総合型地域スポーツクラブ設置市町村41/45市町村)	100%

【基本的方向性9】災害からの復旧・復興

指 標 名	出 典	現状値 (R2)	目標値 (R5)
○文化財(国・県指定、国登録)の災害復旧が進んでいる割合(令和2年7月豪雨)	【調査名】実績取りまとめ 【実施主体】県 【対象】指定文化財	0%	85%

熊本県教育庁教育政策課
〒862-8609（教育庁専用郵便番号）
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
TEL096-333-2699
FAX096-384-1509